

読(讀)	変(變)	豊(豊)	予(豫)	弍(貳)	賛(贊)
踐(踐)	軽(輕)	弁(辨辯辯)		辞(辭)	通(遞)
遅(遲)	辺(邊)	医(醫)	釈(釋)	銭(錢)	鉄(鐵)
鉱(鑛)	関(關)	随(隨)	隠(隱)	双(雙)	霊(靈)
余(餘)	駆(驅)	駅(驛)	髓(髓)	体(體)	塩(鹽)
麦(麥)	点(點)	党(黨)	齋(齋)	歯(齒)	齢(齡)

(以上 131 字)

## 活字字体の整理

この『当用漢字表』の「まえがき」には、次のようにある。

- 1 簡易字体については、現在慣用されているものの中から採用し、これを本体として、参考のため原字をその下に掲げた。

- 1 字体と音訓との整理については、調査中である。

かくて、国語審議会では、『当用漢字表』にひきつづいて、『別表』や『音訓表』の審議をはじめたが、漢字字体の整理については、別に文部省教科書局内に、「活字字体の整理に関する協議会」が設けられて、そこでまず一通りの成案が得られることになった。この協議会は、印刷業界方面からの要望もあって、活字の字体の統一をはかるのが目標で、国語審議会の漢字主査委員会の代表、印刷学会の代表、およびその他の印刷関係者ならびに教科書局の関係官の間で論議された。そこで審議会では、字体整理の問題をとりあげるにあたって、さしあたり、その協議会の案を基礎としてこれに検討を加えることになり、まず協議会案について世論を求めることにした。その『活字字体整理案』の「まえがき」は次のようなものである。

- 1 この表は、活字の字体の基準を示すために、当用漢字表の中で字体を統一する必要がある、また簡易にすることができると認められる字について、字体を定める案である。

- 2 この案は、活字字体整理に関する協議会で作ったもので、国語審議会の審議の原案となるものである。
- 3 この表の中には、他の字とのつりあい上、従来の形を改めないものも掲げてある。
- 4 字の排列は、当用漢字表の順序による。
- 5 かっこに入れたのは、第二案で、原案としては採否の決定を保留したものである。(78字)
- 6 上に・印をつけたのは、すでに簡易字体として採用されているもので、この案でその点画を確定しようとするものである。(131字)
- 7 下に×印をつけたのは、当用漢字別表(義務教育の期間に読み書きともにできるように指導すべきもの——国語審議会決定)に収められたものである。(347字)
- 8 別体または今日まで用いられてきた字体を下に示す。
- 9 表以外のところでは、印刷のつごうで、従来の字体の活字を用いてある。

さて、活字字体整理に関する協議会と国語審議会との連名で各方面に発送された調査書には、次のような説明が添えられた。

#### 第1 活字の字体を整理統一する必要

- 1 漢字の形は、筆写にも楷(かい)・行・草等、いろいろの書体があり、同じ楷書でも、点画の組合せにいろいろの種類がある。活字の形は、筆写の楷書に最も近いが、これでも楷書との間に、点画の組合せ方に相違が見られる。かような複雑さを統一するよりどころとしては、最も普通に認められ、かつ教科書にも用いられる活字の字体をとることがよいと認められる。そして、それには活字の字体が書きとりの基準となるように、楷書との差をできるだけ少なくしておくことが、教育上には必要である。
- 2 当用漢字表に採用された簡易字体は、活字としてはなはだまちまちなも

のを生じたが、活字には、そのほかにも現に、字の大きさによって形のちがうもの、同じ大きさでもちがうものが少なくなき、今後あらたに字母が作られるときに、さらに異体の生ずる可能性がある。そこで、その基準となるべきものを公に定めて、整理統一をはからなければならない。

- 3 今日用いられている漢字は、「法」（もと濃）「雷」（もと靄）のように、古くから簡易な字体になっているものもあり、また近く当用漢字表で簡易な字体を本体と認められたものもあるが、なお点画の複雑なものが少なくない。新聞の小さい活字も、紙面の余裕とともに少しは大きくなるであろうが、できるだけ簡潔にして、視覚印象を鮮明にすることがのぞましい。
- 4 活字では、従来、筆写の便不便をかえりみる必要があまり認められていなかった。そして、字源的に正とされるものが、その基準となっていた。字源主義では、多くは字形が複雑になり、小異の区別が強調され、実用における筆法の便不便が無視されやすい。活字を筆写の基準とし、しかも筆法を簡便にするためには、他の字との区別にあまり重要でない点にこだわるような、極端な字源主義は、修正する必要がある。

## 第2 この案の整理の原則

- 1 この案および説明で「字体」というのは、一点一画の組合せから成る一字一字の形で、明朝（みんちょう）・宋朝（そうちょう）・ゴシック・楷書（かいしょ）・隸書等の「書体」と区別する。
- 2 この案は、当用漢字表の1850字のうち、774字について、印刷に最も普通に用いられる明朝体の字体を定めたものである。

点画の組合せ方については、印刷書体としての宋朝・ゴシック等も、これを基準とすべきものである。また、明朝体として、横線・縦線の太さの比、活字ボディ―断面と印刷された字面との面積の比などは、ここでは論ぜられない。
- 3 この案は、今後活字の母型があらたに作られる際に、字体の基準を示す

ものとして、また義務教育で、漢字の書きとりを課する際に（印刷と筆写とのちがいを考えに入れた上で）、点画の基準となるものとして、定めたものである。

この案の決定は、必ずしもいっせいに字母を改めるように強要するものではない。したがって、一般の印刷物では、多少の期間は新旧の併用がつづき、かえって複雑になるように見えるかも知れないが、将来の統一のためにはやむを得ない。しかし、教科書では、なるべくすみやかに全部を改められることがのぞましい。

また、義務教育では、この字体を書きとりの基準とすることになっても、それに、今すぐに一般社会における筆写の習慣を改めるように強要するものではない。

4 この案の字体は、印刷体としての様式体系、点画構成の美しさをそこなわず、しかも筆写体との差を少なくするようにして、一々の字につき、また同じ系統のすべてに通じて、できるだけ簡易にしようとしたものである。

5 この案の字体は、なるべく、現在の慣習や歴史的な用例によりどころを求めて、あらたに考案することを避けた。ただ、字書その他のものを参考することは、単にそこで正体と認められているものをとるためでなく、俗通あるいは非などと注記されたものでも、それが一般に用いられていた証拠として、参考にしたのである。（すでに用いられている「辞」なども、『干禄字書』では「俗に辞に作るは非なり」とある。）この表には、一々出所をことわらない。

### 第3 この案の字体

1 この案の字体には、次のような種類のものがある。

イ すでに発表された131字の簡易字体について、その点画を確定したものの。

ロ 同一の字として、いくつかの字体をもつものの中から、一つを本体として確定したものの。

ハ 同じ系統の字として、共通にもつ部分の形を統一したもの。

ニ あらたに点画に変更を加えたもの。

なお、字によっては、右の数種にまたがるものもある。

2 131字の簡易字体は、つぎのとおりにある。〔例は略す〕

3 次に掲げるものは、現在活字として、同字で異体あるものの、一部の例である。（この案では、それぞれいちばん上の字体を採った。）

冊・册 凡・丸 劍・劒・劔 効・效 勅・敕 妊・妊 姉・姊  
富・富 峰・峯 〔以下略〕

4 次に掲げるものは、現在活字の大きさによって字体に相違あるものの一部の例である。（某新聞における同一記事の見出しと本文）（この案では、はじめの3字については、あらたな字体、つぎの7字については、○印の字体を採った。）

害・害 妃・妃 配・配 要・要 拒・拒 構・構 講・講 満・満  
船・船 該・該 〔原本誤植がある〕

5 この整理案で、点画が系統的に統一され、または個々に改変されるものをほぼ分類して掲げると、次のようになる。（ここには、印刷上もとの字体を用いる。従来のおりで変更を要しないものをも、ここには掲げてある。）〔例は略す〕

(1) 同じ画数で運筆の変わるもの

組立を変える。

(2) 部分的に省略して画数の減ずるもの

(3) 運筆が変わって画数の減ずるもの

(4) 画数の増すもの

(5) 類似の形に統合されるもの

6 第二案として掲げた字体を分類して示すと、つぎのとおりにある。（印刷上もとの字体を掲げる。）〔例は略す〕

(1) 部分的に他の字形をとるもの

- (2) 部分的に省略するもの
- (3) 省略した上で運筆が変わるもの
- (4) その他運筆を便化するもの
- (5) すでに簡易字体をとったものを、さらに簡易にするもの

7 次に掲げるものは、この整理案で点画を変更した結果、別字の字体を襲うものである。

券(ケン) もとのは、「ケン・つかれる・つとめる」であるが、当用漢字表にない。勝のつくりと同じ。

刺(シ・さす) もとのは、「ラツ・もとる」であるが、刺・喇・瀨・辣(ともに「ラツ」)は、すべて当用漢字表にない。

姫(ひめ) もとのは、「シン・つつしむ」であるが、当用漢字表にない。

改(カイ・あらためる) もとのは、「シ・鬼を追うつえ」であるが、当用漢字表にない。

なお、將の第2案[将]のつくりは、もと「ラツ」であるが、𠂇𠂇𠂇ともに当用漢字表にない。藝の第2案[芸]は、もと「ウン・くさぎる・香草」であるが、当用漢字表にない。云を構成部分にもつものには、雲(ウン) 魂(コン) 会絵(カイ) 陰(イン) 等がある。專(傳轉團も同じ)の第2案は、博薄等のつくりの点を欠いたものである。

[以上のうち、券・刺・改の3字は字体表に不採用]

8 筆写の字体と活字の字体とは、なるべくその間に差異のないことが望ましいが、活字としての制約の上から、必ずしも両者を一致させがたいものがある。

(1) 左に掲げるものは、筆写の習慣と著しく異なって、必ずしもその基準とはしにくいものである。

人 人  
入 入

- 令 令（冷鈴齡零領命も同じ。）  
 女 女（妥委妻姿婆安案宴要腰楼数接桜威も同じ。）  
 女 女（奴努怒如以下女へんをもつものは、みな同じ。）  
 木 ホ（果菓裸課巢架某媒謀染柔案桑棄業栄楽菓築葉集閑殺探深採菜  
 彩操繰新薪親雑もみな同じ。茶は活字もホ。）  
 糸 糸（糾紀約以下糸へんをもつものはみな同じ。）  
 辵 辵（巡導縫随髓込迅以下辵部に属するものは、みな同じ。）  
 父 父（文史吏使更便硬父交校絞較廷庭艇延誕建健みな同じ。）  
 八 ハ八（公松訟翁 分貧盆頒粉紛沿船鉛みな同じ。）

(2) 左に掲げるものは、活字字体として統一されたもので、筆写を必ずしも拘束しないものの例である。

木禾米…等のたての画（かく）の末をはねないこと。（はねてもよい。）

ㄨ 关豕水…等の最終の画をはらうこと。（とめてもよい。）

レ（衣公の厶）の下のかどを二画につくこと。（一画につづけてよい。）

唐糖 事 争淨静 妻 康庸 写与 等の中のをこ画を右へ出すこと。（ヨでよい。）

ㄣ ㄣ を区別すること。（区別しないでよい。）

9 当用漢字表以外の漢字で、この案の漢字と同系統に属するものは、必要に応じて、この案の字形を準用するものとする。たとえば、

藤（勝騰騰に準ずる。）

埼崎（奇騎に準ずる。）

房（戸雇等に） 曾（僧増等に） 歿（没に）

祿（緑録に） 鎌（兼謙廉に） 溝（構講に）

磨磨（麻摩魔に） 葛（渴謁に）

ただし、簡易字体で別の字の形を一部分にとったものは、必ずしも他に

及ぼしがたい。たとえば、

両は兩輛に、嬢讓は嬢に、織は籤織に

それぞれ及ぼすことができるが、

釈扱は釋鐸に、独触は獨觸に

及ぼすことはできない。

- 10 印刷物に活字を用いて人名・地名を掲げる際には、特別の事情のないかぎり、ここで定められる字体をとって、別の字体の活字は、なるべく用いないようにすることがのぞましい。たとえば、今までの官報には、吉田茂・片山哲となっているが、吉田・片山でもよいことにしたい。多摩川・横浜も同様である。〔片は字体表に不採用〕〔以上『活字字体整理案』説明〕

国語審議会では、字体整理に関する主査委員会が、右の協議会の整理案を原案とし、この調査書に対する回答およびその他の資料を参考にして、『当用漢字字体表』の原案を作った。これは、昭和23年6月の国語審議会で可決され、文部大臣に答申された。

## 当用漢字字体表

政府は、昭和24年4月(1949)、国語審議会から文部大臣に答申された『当用漢字字体表』を採用し、内閣訓令を出すとともに、ひろく官報で告示した。

この『当用漢字字体表』には、3か条の「まえがき」がある。

- 1 この表は、当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したものである。
- 1 この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。
- 1 この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。